

玉野市耐震改修促進計画



平成 20 年 6 月

玉 野 市

目 次

第 1 章 計画の概要

1 .	計画の目的	3
2 .	計画の位置づけ	3
3 .	計画の期間及び計画の修正・見直し	3
4 .	耐震化を図る建築物	3
5 .	用語の解説	4

第 2 章 耐震化の実施に関する目標

1 .	住宅及び建築物の耐震化を取り巻く状況	6
2 .	玉野市の地域特性と想定される地震の規模、被害の状況	8
3 .	住宅の耐震化の現状と目標	11
4 .	特定建築物の耐震化の現状と目標	13
5 .	市有建築物の耐震化の現状と目標	16

第 3 章 耐震化の促進を図るための施策

1 .	基本的な取組み方針	18
2 .	具体的な取組み方針	18
3 .	耐震化の促進を図るための支援策	19
4 .	耐震改修の実施を促すための環境整備	19
5 .	地震時の総合的な安全対策	20
6 .	地震時に通行を確保すべき道路に関する事項	21
7 .	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	21

第4章 知識の普及・啓発

- 1 . 地震防災マップの作成・公表 2 2
- 2 . 相談体制の整備及び情報提供の充実 2 2
- 3 . パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 2 3
- 4 . リフォームにあわせた耐震改修の誘導 2 3
- 5 . 自治会等の取組みの推進及び支援 2 3
- 6 . 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発 2 4

第5章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等

- 1 . 耐震改修促進法による指導等の実施 2 5
- 2 . 建築基準法による勧告または命令等の実施 2 5

第6章 その他耐震化の促進に関し必要な事項

- 1 . 県及び関係団体との連携 2 6
- 2 . 計画の進捗状況の把握に向けた仕組みづくり 2 6
- 3 . その他 2 6

資料編 2 7

第 1 章

計画の概要

1 計画の目的

本計画は、玉野市において、地震による建築物の倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強いまちづくりを実現し、市内の建築物の耐震化を計画的に進めていくことを目的としています。

防災拠点となる建築物や生活の基盤となる住宅、及び防災上重要な建築物に対する耐震診断及び耐震改修の目標を定めるとともに、目標達成のための施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法とします。）」第 5 条第 7 項に基づき、玉野市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定した計画です。本計画の策定にあたり、国の基本方針である「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、国の基本方針とします。）」及び「岡山県耐震改修促進計画」の内容を勘案し、また「玉野市地域防災計画（震災対策編）」及び「岡山県建築物耐震対策等基本方針」等との整合を図っています。

3 計画の期間及び計画の修正・見直し

本計画では、平成 27 年度を目標年次とし、市内全域における建築物の耐震化の取組方針を定めます。また、耐震診断及び耐震改修の進捗状況、社会情勢の変化等を考慮し、適宜、本計画の見直しを実施します。

4 耐震化を図る建築物

本計画では、耐震化を図る建築物として、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない「耐震強度が不足する建築物」を対象とします。なかでも、次にあげる建築物については、その建築物の重要性、及び市民の生命、身体、及び財産を守るといった観点から、優先的に耐震化に着手すべきものと位置づけ、積極的に耐震化を推進します。

住宅

住宅は、日々の生活の基盤であり、市民の生命、身体、及び財産を守るとはもとより、その地域全体の防災という観点からも、その耐震化を積極的に推進します。

特定建築物

耐震改修促進法第6条第1号から第3号に規定される特定建築物については、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいため、積極的に耐震化を推進します。

防災拠点となる公共建築物

「岡山県建築物耐震対策等基本方針」に定める、「区分1．災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後の応急活動や復旧活動の拠点となる建築物」及び、「区分2．被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物」等の防災拠点となる建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

5 用語の解説

耐震改修促進法（資料編 P.28）

「耐震改修促進法」は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年12月に制定されました。地震による建築物の倒壊等の被害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性を向上させることを目的としています。

岡山県建築物耐震対策等基本方針（資料編 P.39）

「岡山県建築物耐震対策等基本方針」は、平成8年8月に策定（平成16年5月に一部改正）された、県内の建築物等の耐震対策に関しての基本的な方針です。この方針に基づいて、県及び市町村が一体となって、建築物等の耐震対策を総合的に推進することとされています。

耐震診断と耐震改修

「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することです。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替え又は敷地の整備を行うことを指します。

旧耐震基準及び新耐震基準

「旧耐震基準」とは、昭和56年6月1日の耐震基準見直し以前に着工された建築物の耐震基準のことを指します。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であり、その危険性が指摘されています。

「新耐震基準」とは、昭和53年の宮城県沖地震の後に見直され、昭和56年6月1日に施行された新しい耐震基準のことを指します。阪神・淡路大震災でも新耐震基準に基づいた建築物には大きな被害が少なかったことが明らかとなっています。

耐震性の有無

「耐震性の有無」は、新耐震基準を満たす耐震性能を有するかどうかにより決まります。中小規模の地震に耐えることはもちろん、ごくまれに発生する大地震に対しても重大な被害・崩壊がないこと、あるいは若干の修理で建物が再利用可能であることが、耐震性があることとされています。

耐震化率

「耐震化率」とは、建物総数に対する耐震性のある建物の割合のことで、次の式によって求められます。

$$\frac{\text{耐震性のある建築物の数（棟）}}{\text{全ての建築物の数（棟）}} \times 100（\%）$$

耐震性のある建築物には、新耐震基準の建築物、旧耐震基準の建築物のうち耐震診断で耐震性有と評価された建築物及び耐震改修済みの建築物が含まれます。

緊急輸送道路

大規模な地震が起きた場合に、避難・救助や物資の供給など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を目的として指定された重要な路線を「緊急輸送道路」と呼びます。

岡山県及び玉野市では、地域防災計画によって、以下の基準に基づき、第1次～第3次の緊急輸送道路を設定しています。（資料編 P.56）

- ・第1次緊急輸送道路：県庁所在地、県民局・支局所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
- ・第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路
- ・第3次緊急輸送道路：第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

優先確保ルート

岡山県は、緊急輸送道路のうち、県庁及び主要9市町村庁舎、港湾・空港、災害拠点病院等の防災拠点相互を連絡するネットワークを確保するためのルートを、「優先確保ルート」としています。

特定建築物

耐震改修促進法における「特定建築物」とは、新耐震基準を満たさない建築物のうち、以下に示す建築物のことを指します。

- 1）学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物で、一定の規模以上のもの（資料編 P.35）
- 2）一定量以上の火薬類、石油類など危険物の貯蔵場または処理場（資料編 P.36）
- 3）都道府県の耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物（資料編 P.37）

耐震改修促進法では、耐震診断及び耐震改修の実施について努力義務が課せられており、一定の規模以上の特定建築物に対しては、所管の行政庁より耐震改修の指導及び助言、指示を受けることになります。さらに、この指示に正当な理由がなく従わない場合は、その旨を公表されることになります。

第2章

耐震化の実施に関する目標

1 住宅及び建築物の耐震化を取り巻く状況

(1) 阪神・淡路大震災の教訓

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、約25万棟の住家が全半壊し、6,400余名の尊い命が失われました。表1のとおり、このうち約9割は住宅・建築物の倒壊によって亡くなった方であったとされています。

住宅・建築物の被害を見ると、図1に示すように、昭和56年に施行された「新耐震基準」以前の建築物に倒壊等の被害が多く見られます。地震による被害の軽減のためには、「新耐震基準」以前に建築された建築物の耐震性の向上が重要です。

(2) 頻発する大規模地震

阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震以降、日本各地で毎年のように大規模な地震が頻発しています。(資料編P.42)そのなかには地震の発生が予想されていなかった地域での発生例もあり、地震はいつでも発生してもおかしくない災害です。地震による被害を軽減するために、住宅・建築物の耐震化は急務となっています。

表1 地震による死亡者の死因

死因	死者数 (名)	割合 (%)
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	88
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10
その他	121	2
合計	5,502	100

出典：警察白書平成7年度版

() 上表は、平成17年4月24日現在、警察庁調べによるものであり、平成18年5月19日現在の死者数は6,434名(消防庁)です。

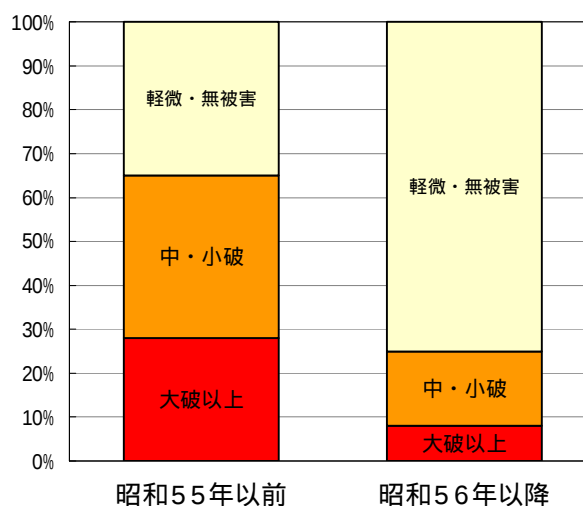


図1 阪神・淡路大震災建築年別被害状況(建築物)
参考：阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年)

(3) 国の基本方針等による目標

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された耐震改修促進法では、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進をはかるための基本的な方針（資料編 P.38）」が示されています。この方針では、中央防災会議による「地震防災戦略（資料編 P.40）」において、東海地震、東南海・南海地震による死者数及び経済被害額の想定値を 10 年間で半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約 75 %を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることが、目標として定められました。

(4) 「岡山県耐震改修促進計画」の策定

耐震改修促進法及び国の基本方針を受け、平成 19 年 1 月、岡山県において「岡山県耐震改修促進計画」が策定されました。この計画では、平成 27 年度末における岡山県内の建築物の耐震化率の目標が、表 2 のとおり定められています。

表 2 岡山県の耐震化率の目標（平成 27 年度末）

区分 / 用途				目標の耐震化率（％）
(1) 住宅				90
(2) 特定建築物				
多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 6 条第 1 号）				
防災拠点となる公共建築物	1 .	災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、警察本部、警察署で地域防災計画等で定めるもの	100
	2 .	被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	公立の、学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画等で定めるもの	80
その他の建築物	3 .	不特定多数の者が利用する建築物	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店等で、法の指示対象建築物	80
	4 .	その他の建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	80
危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 6 条第 2 号）				85
(3) 県が所有する建築物				
災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物				100
被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物				85

出典：「岡山県耐震改修促進計画」

2 玉野市の地域特性と想定される地震の規模、被害の状況

(1) 玉野市の地域特性

玉野市は、東経 133 度 57 分、北緯 34 度 29 分、岡山県の南端に位置し、南は瀬戸内海を隔てて香川県高松市と相對し、北は児島湾の干拓地や児島湖、東は国立公園金甲山、貝殻山から岡山市、西もまた国立公園王子が岳をもって倉敷市に連なっています。東西 16.2 キロメートル、南北 14.3 キロメートル、東瀬戸内海に位置する気候温暖、風光明媚な都市で面積は 103.58 平方キロメートルです。

地形、地質を見ると、市土は中央を標高 130m から 200m の丘陵地帯が北東から南西に連なり、地質は南部の花崗岩地帯と北部の秩父古成層及び干拓地の沖積層に大別され、市域の 68.1% が山地で平野部は 31.9% と少なく、南部の海岸部の平地は埋め立て造成地を中心に集落を形成しています。

市域は、二級河川水系の鴨川水系、宗津川水系、宇藤木川水系、長谷川水系、庄田川水系等からなっています。



図 2 玉野市の位置図

(2) 玉野市で想定される地震及びその被害

岡山県では、明治期以降において地震による被害を複数経験しています。(資料編 P.43) 多大な人的被害はこれまで発生していませんが、近年日本各地で地震が多発しており、今後とも大きな被害をもたらす地震が起こらないとは限りません。

岡山県ではこれまで、平成 7 年度に「岡山県地震被害想定概要調査」、平成 13 年度に「山陰地方の断層系による地震被害想定・軟弱地盤調査研究」を実施し、さらに平成 14 年度に「南海地震に係る被害想定及び液状化想定の再評価・研究等事業」によって、過去に実施した想定地震の再評価・整理を行っています。

本計画では、「岡山県耐震改修促進計画」及び「玉野市地域防災計画(震災対策編)」との整合を図るため、岡山県の行ったこれらの地震想定を元に、岡山県周辺で発生が予想される 6 つの地震を想定しました(表 3)。

南海トラフおよび大原断層による地震、中央構造線による地震では、玉野市に少なからず被害が及ぶと予想されています。また、平成 16 年の新潟県中越地震や平成 17 年の福岡県西方沖地震など、未発見の断層による地震により大きな被害が発生した事例もあるため、これら 6 つの地震以外にも大きな地震が発生する可能性があると考えられ、玉野市周辺で地震が発生した場合には、大きな被害が発生するおそれがあります。

表 3 各想定地震の玉野市への影響

項目			鳥取県西部地震 M=7.3	第 2 鳥取地震 M=7.2	松江南方地震 M=7.0	中央構造線の一部 M=8.0	大原断層 M=7.2	南海トラフの地震 M=8.6
岡山県全域における最大震度階級			6 強	6 強	5 強	5 強	6 強	5 強
建物被害	大破	木造 + 非木造(棟)	0	0	0	239	1	257
	中破	木造 + 非木造(棟)	0	0	0	740	109	426
	合計	(棟)	0	0	0	979	110	683
人的被害	ケース A	焼失棟数 (棟)	0	0	0	9	0	831
		死者 (人)	0	0	0	7	0	24
		負傷者 (人)	0	0	0	424	0	960
		り災者 (人)	0	1	0	650	5	1,899
	ケース B	焼失 (棟)	0	0	0	0	0	0
		死者 (人)	0	0	0	3	0	3
		負傷者 (人)	0	0	0	232	0	262
		り災者 (人)	0	1	0	648	5	694
	ケース C	焼失 (棟)	0	0	0	3	0	4
		死者 (人)	0	0	0	8	0	9
		負傷者 (人)	0	0	0	476	0	538
		り災者 (人)	0	1	0	649	5	695

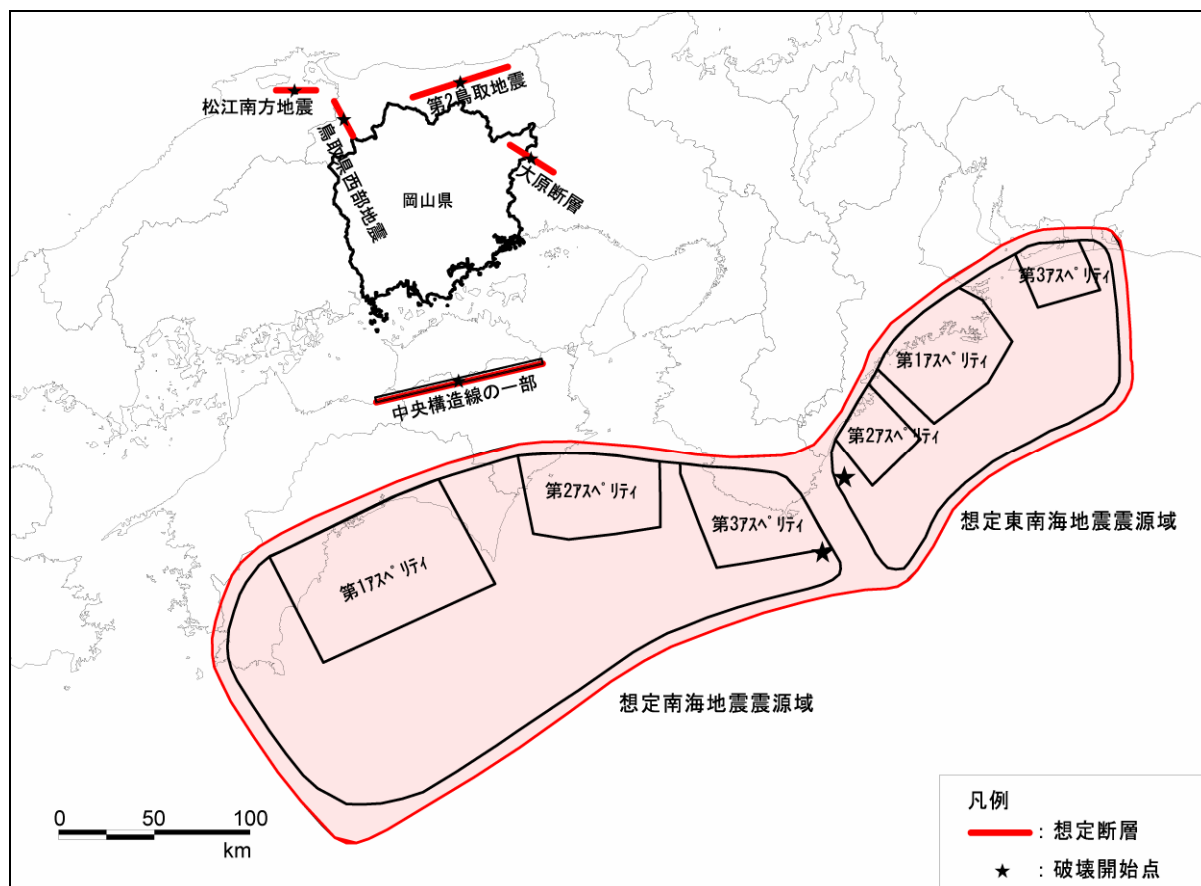
() 南海地震と東南南海地震が同時に発生する M8.6 の地震を「南海トラフの地震」と表現しています。

ケース A：冬、17～19 時、平均風速 8 m/sec

ケース B：夏、13～16 時、平均風速 3 m/sec

ケース C：冬、5～6 時、平均風速 3 m/sec

出典：「玉野市地域防災計画(震災対策編)」



() アスぺリティとは、プレートが通常は強く固着しているが、ある時急激にずれて（滑って）地震波を出すところです。

図 3 各想定地震の震源域位置図

出典：「玉野市地域防災計画（震災対策編）」

3 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状

固定資産データによる集計によると、玉野市には現在、約 2 万 2 千棟の民間の住宅があります。このうち、耐震性のある住宅は約 1 万 2 千棟、耐震化率は 56.1%と推計されます。(推計方法は資料編 P.44)

表 4 住宅の耐震化の現状(平成 19 年 3 月末現在)

地区名	住宅総数 (棟)	昭和 55 年 以前の建物				昭和 56 年 以降の建物		現在の 耐震化率 (%) 太枠内 合計 /
		木造 (棟)	非木造 (棟)	+ の内 耐震性有 (棟)	+ の内 耐震改修済 (棟)	木造 (棟)	非木造 (棟)	
市全域	21,895	10,908	1,498	2,442	361	7,352	2,137	56.1
田井	2,452	1,101	138	237	36	895	318	60.6
築港	1,227	677	124	175	23	292	134	50.9
宇野	1,727	1,058	111	211	34	410	148	46.5
玉	1,184	837	84	164	27	193	70	38.3
奥玉	836	578	66	119	19	149	43	39.5
玉原	754	399	81	109	14	211	63	52.7
和田	2,597	1,552	175	319	51	688	182	47.7
日比	797	485	47	93	15	215	50	46.8
渋川	366	238	12	37	7	99	17	43.7
山田	1,091	497	64	108	16	413	117	59.9
八浜	1,973	742	120	180	25	903	208	66.7
荘内	5,154	1,840	341	479	64	2,304	669	68.2
東児	1,737	904	135	211	30	580	118	54.1

() 玉野市固定資産データに基づき、集計・推定を行っており、市営住宅などの公営の住宅や宿舍等は集計に含まれていません。また、四捨五入・切り上げ等の関係で、合計が一致しない場合があります。

(2) 住宅の耐震化の目標

国の基本方針及び「岡山県耐震改修促進計画」における住宅の耐震化率の目標等を踏まえ、玉野市における住宅の耐震化率について、現状の 56.1%に対して、平成 27 年度末までに 90%にすることを目標として設定します。

住宅総数は、新築・滅失戸数の変化により増減します。一方、昭和 55 年以前の古い住宅は、建替えにより減少すると考えられるため、住宅棟数の変遷を図 4 のように考え、平成 27 年度末までに耐震化を行うべき住宅棟数を算出した結果(算出方法は資料編 P.45～46)表 5 に示すとおりとなりました。

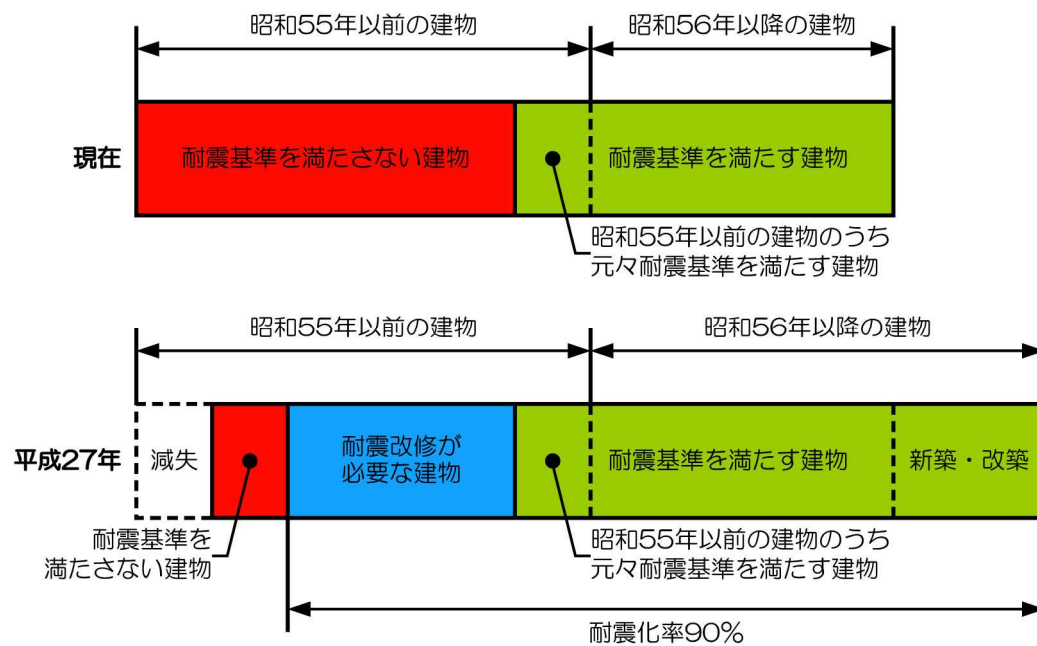


図 4 住宅棟数の変遷の考え方

表 5 平成 27 年度末までに耐震化を行うべき住宅棟数

地区名	推計による、平成 27 年の住宅総数 (棟)	昭和 55 年以前の建物				昭和 56 年以降の建物		耐震化すべき住宅棟数 (棟) × 0.9 — 太枠内 合計
		木造 (棟)	非木造 (棟)	+ の内 耐震性有 (棟)	+ の内 耐震改修済 (棟)	木造 (棟)	非木造 (棟)	
市全域	23,647	10,497	1,232	2,442	361	9,063	2,855	6,562
田井	2,648	1,055	108	237	36	1,087	398	626
築港	1,325	654	109	175	23	388	174	433
宇野	1,865	1,026	90	211	34	545	205	684
玉	1,279	815	70	164	27	286	109	566
奥玉	903	562	56	119	19	214	70	390
玉原	814	385	72	109	14	270	88	252
和田	2,805	1,503	143	319	51	891	267	997
日比	861	470	37	93	15	277	76	314
渋川	395	231	8	37	7	128	29	155
山田	1,178	477	51	108	16	498	153	286
八浜	2,131	705	96	180	25	1,057	273	384
荘内	5,566	1,743	278	479	64	2,707	838	922
東児	1,876	871	114	211	30	716	175	557

() 四捨五入・切り上げ等の関係で、合計が一致しない場合があります。

4 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法による特定建築物の耐震化の現状について、表 6 に示します。(算出方法は資料編 P.44)

耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定される建築物

本計画では、耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定される『多数の者が利用する建築物』について、「岡山県耐震改修促進計画」に準じ、区分 1 から区分 4 までに分類し集計しています。このうち、公共建築物は 110 棟、民間建築物は 116 棟、玉野市内に存在しています。

公共建築物のうち、耐震性があると想定されるものは 53 棟、耐震化率は 48.2%となっています。また、民間建築物のうち、耐震性があると想定されるものは 52 棟、耐震化率は 44.8%となっています。

耐震改修促進法第 6 条第 2 号に規定される建築物

耐震改修促進法第 6 条第 2 号に規定される『危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物』について、玉野市内にて現在把握しているものは 15 棟あり、そのうち、耐震性があると想定されるものは 8 棟、耐震化率は 53.3%となっています。

耐震改修促進法第 6 条第 3 号に規定される建築物

「岡山県耐震改修促進計画」では、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を、『地震発生時に通行を確保すべき道路』として次のとおり指定しています。

- ・ 緊急輸送道路（県及び市町村の地域防災計画に基づき定められたもの）
- ・ 避難路・避難地（市町村が地域防災計画に基づき指定したもの）

耐震改修促進法第 6 条第 3 号に規定される、『地震によって倒壊した場合に道路を閉塞するおそれのある建築物』に該当する建築物について、玉野市内にて現在把握しているものは 15 棟あり、そのうち、耐震性があると想定されるものは 7 棟、耐震化率は 46.7%となっています。

表 6 特定建築物の耐震化の現状（平成 20 年 3 月末現在）

区分 / 用途			昭和 55 年 以 前 の 建 築 物 (棟)	昭和 56 年 以 降 の 建 築 物 (棟)	建築物数 (+) (棟)	耐震性有 建築物数 (棟)	耐震化率 (/) (%)
多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 6 条第 1 号）							
防災拠 点とな る公共 建築物	1．災害対策 本部及び現地 対策本部を設 置し、被災後 応急活動や復 旧活動の拠点 となる建築物	県・市町村の庁 舎、警察本部、 警察署で地域防 災計画等で定め るもの	2	0	2	0	0.0
		公共建築物	2	0	2	0	0.0
		民間建築物	-	-	-	-	-
	2．被災時に、 避難者及び傷 病者の救援活 動など救助活 動の拠点とな る建築物	公立の学校、病 院、体育館、公 民館、各種セン ター、消防署等 で地域防災計画 等で定めるもの	25	26	51	26	51.0
		公共建築物	25	26	51	26	51.0
		民間建築物	-	-	-	-	-
その他 の建 築 物	3．不特定多 数の者が利用 する建築物	病院、劇場、観 覧場、集会場、 展示場、百貨店 等	23	36	59	36	61.0
		公共建築物	13	8	21	8	38.1
		民間建築物	10	28	38	28	73.7
	4．その他の 建築物	賃貸住宅（共同 住宅に限る。）、 寄宿舍、下宿、 事務所、工場等	78	36	114	43	37.7
		公共建築物	24	12	36	19	52.8
		民間建築物	54	24	78	24	30.8
合計			128	98	226	105	46.5
		公共建築物	64	46	110	53	48.2
		民間建築物	64	52	116	52	44.8
危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 6 条第 2 号）							
合計			7	8	15	8	53.3
		公共建築物	0	0	0	-	-
		民間建築物	7	8	15	8	53.3
地震によって倒壊した場合、道路を閉塞させるおそれのある建築物（耐震改修促進法第 6 条第 3 号）							
合計			8	7	15	7	46.7
		公共建築物	0	0	0	-	-
		民間建築物	8	7	15	7	46.7

- () の耐震性有の建築物には、 の新耐震基準の建築物、 の旧耐震基準の建築物のうち耐震診断で耐震性有と評価された建築物及び耐震改修済の建築物の数を計上しています。また、建築年月日が不明なものは、昭和 55 年以前の建築として扱っています。
- () 地震によって倒壊した場合道路を閉塞させるおそれのある建築物については、岡山県が指定する第 1 次緊急輸送道路及び岡山県が優先確保ルートと位置づけた道路を、倒壊により塞ぐおそれのある高さの建築物について、平成 20 年 3 月末現在で把握しているものを計上しています。

(2) 特定建築物の耐震化の目標

国の基本方針及び「岡山県耐震改修促進計画」における耐震化率の目標等を踏まえ、玉野市における特定建築物の耐震化の目標は、表 7 のとおりに設定します。(耐震化すべき建築物棟数の算出方法は資料編 P.46)

平成 27 年度末までにこの目標の達成に向け、積極的に耐震化の実施・推進に取り組んでいきます。

表 7 特定建築物に対する耐震化の目標(平成 27 年度末)

区分 / 用途			目標の耐震化率 (%)	平成20年3月末現在の耐震性有建築物数 / 全体数 (棟)	耐震化すべき建築物棟数 (棟)
多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）					
防災拠点となる公共建築物	1. 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、警察本部、警察署で地域防災計画等で定めるもの	100	0 / 2	2
		公共建築物	100	0 / 2	2
		民間建築物	-	-	-
	2. 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画等で定めるもの	80	26 / 51	15
		公共建築物	80	26 / 51	15
		民間建築物	-	-	-
その他の建築物	3. 不特定多数の者が利用する建築物	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店等	80	36 / 59	12
		公共建築物	80	8 / 21	9
		民間建築物	80	28 / 38	3
	4. その他の建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	80	43 / 114	49
		公共建築物	80	19 / 36	10
		民間建築物	80	24 / 78	39
危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第6条第2号）			85	8 / 15	5
	公共建築物	85	0 / 0	-	
	民間建築物	85	8 / 15	5	
地震によって倒壊した場合、道路を閉塞させるおそれのある建築物（耐震改修促進法第6条第3号）			60	7 / 15	2
	公共建築物	60	0 / 0	-	
	民間建築物	60	7 / 15	2	

5 市有建築物の耐震化の現状と目標

(1) 市有建築物の耐震化の現状

玉野市の市有建築物の耐震化の現状について、表 8 に示します。(算出方法は資料編 P.44)
本計画では、全ての市有建築物について、耐震改修促進法第 6 条第 1 号による特定建築物と同様に、区分 1 から区分 4 までに分類し集計しています。市有建築物 424 棟に対して、新耐震基準を満たす若しくは耐震性があると想定されるものは 123 棟、耐震化率は 29.0% となっており、現状で耐震性があるといえる施設はあまり多くありません。

特に区分 1 の市庁舎や、区分 2 の避難所等に指定された小中学校や公民館などは、被災時に避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となるため、早急な耐震化が求められます。

表 8 市有建築物の耐震化の現状(平成 20 年 3 月末現在)

区分 / 用途			昭和 55 年 以前の 建 築物 (棟)	昭和 56 年 以降の 建 築物 (棟)	建築物数 (+) (棟)	耐震性有 建築物数 (棟)	耐震化率 (/) (%)
防災拠 点とな る公共 建築物	1. 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、警察本部、警察署で地域防災計画等で定めるもの	1	0	1	0	0.0
	2. 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画等で定めるもの	67	57	124	62	50.0
その他 の建築 物	3. 不特定多数の者が利用する建築物	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店等	46	21	67	21	31.3
	4. その他の建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	192	40	232	40	17.2
合計			306	118	424	123	29.0

() の耐震性有の建築物には、の新耐震基準の建築物、の旧耐震基準の建築物のうち耐震診断で耐震性有と評価された建築物及び耐震改修済の建築物の数を計上しています。また、建築年月日が不明なものは、昭和 55 年以前の建築として扱っています。

(2) 市有建築物の耐震化の目標

区分 1 及び区分 2 の市有建築物は、地震発生後の災害対策や避難・救助活動を図るための重要な役割があることから、耐震化の目標を、「岡山県耐震改修促進計画」による県が所有する建築物の耐震化の目標に準じ、表 9 のとおりに設定します。(耐震化すべき建築物棟数の算出方法は資料編 P.46)

また、特定建築物に該当する市有建築物については、積極的に耐震化に努めることとし、区分 3 及び区分 4 の市有建築物についても、随時耐震化を進めていくこととします。

表 9 市有建築物に対する耐震化の目標 (平成 27 年度末)

区分 / 用途			目標の耐震化率 (%)	平成 20 年 3 月末現在の耐震性有建築物数 / 全体数 (棟)	耐震化すべき建築物棟数 (棟)
防災拠点となる公共建築物	1 .災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、警察本部、警察署で地域防災計画等で定めるもの	100	0 / 1	1
	2 .被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画等で定めるもの	85	62 / 124	44

第3章

耐震化の促進を図るための施策

1 基本的な取組み方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また地域の問題として捉え、主体的に取組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

玉野市は、このような建築物の所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や、耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じること、市の所有する建築物の耐震化に取組むこと、さらに岡山県と連携して耐震化を促進することに取組んでいきます。

耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

- 1．耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度を構築します。
- 2．耐震化を行いやすい環境を整備します。
- 3．市有建築物の耐震化に取組みます。
- 4．岡山県と連携して、耐震化の推進に取組みます。

2 具体的な取組み方針

(1) 住宅に対する取組み方針

住宅は日々の生活の基盤であることから、次のような方針により、各種の施策を実施していきます。

住宅の耐震化の必要性を市民に理解していただけるよう、普及啓発に取組みます。

住宅の耐震化に対する支援策の充実に努めます。

(2) 特定建築物に対する取組み方針

特定建築物については、公共建築物の耐震化を積極的に図ること、及び玉野市内の企業・事業所に対して、耐震化を促進する取組みを積極的に検討します。

(3) 市有建築物に対する取組み方針

避難施設に指定されている施設、災害時に防災拠点となる施設、救助・救急活動の拠点となる医療施設などの耐震化を優先して推進します。

上記以外の施設についても、できるだけ早期の耐震化の実施を目指します。

3 耐震化の促進を図るための支援策

玉野市では、国の補助制度を利用し、県と連携しながら各種補助金等の制度（資料編 P.47）を充実させるよう努めています。また、国の税制（耐震改修促進税制）等についての情報を市民に提供し、耐震化の取組を支援します。

（１）玉野市による補助制度の概要（今後変更する場合があります。）

区分		事業名	対象建築物	補助率
耐震診断・補強計画	木造住宅	木造住宅耐震診断事業	昭和 56 年 5 月以前の木造一戸建て住宅	補助対象経費の 2/3 以内(一住宅につき一般診断法にあつては 28 千円、精密診断法にあつては 100 千円を限度とする。)
	戸建て住宅	戸建て住宅耐震診断事業	上項以外の一戸建て住宅	補助対象経費の 2/3 以内。ただし、一住宅につき 100 千円を限度とする
	建築物	建築物耐震診断事業	上記 2 項以外の建築物	補助対象経費の 3 分の 2 以内

（２）耐震改修促進税制の概要（今後変更される場合があります。）

対象	主な要件等	
住宅	・ 所得税	一定の区域内において、耐震改修に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）を所得税額から控除
	・ 固定資産税	一定の耐震改修工事を行った場合、一定期間固定資産税額（120 m ² 相当部分まで）を 1/2 に減額
事業用建築	・ 所得税、法人税	事業者が行う特定建築物の耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事の費用について、10%の特別償却

4 耐震改修の実施を促すための環境整備

（１）専門技術者の養成・紹介体制の整備

岡山県では、「岡山県建築物耐震診断等事業」及び「岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業」に際し、知事指定の建築士事務所を定め、耐震診断及び耐震改修の技術者の紹介を行っています。さらに、これまで建築士を対象とした講習会を開催し、「木造住宅耐震診断員」の養成を行うとともに、診断員の登録を進め、その状況がわかるホームページについても整備し公表しています。また、一定の調査精度を確保することや報告書の内容を統一できるよう「岡山県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成しています。

さらに、耐震診断等を安心して受けることができるよう、第三者機関としてのチェックを行う「耐震評価機関」についても募集を行い、指定基準を満たす機関については、県のホームペ

ージにて公開を行っています。

このように、岡山県では、耐震診断結果をチェックする機関や耐震診断及び耐震改修の建築士事務所や技術者の紹介を行っています。

玉野市でもこの岡山県の取組みと連携して、県の制度を活用して耐震診断及び耐震改修を実施しようとする市民に対して、専門家の斡旋・紹介や県の取組みの案内を行えるよう、相談体制の整備や情報の公開に努めていきます。

（２）講習会等による普及啓発

岡山県では、（社）岡山県建築士会、（社）岡山県建築士事務所協会、（社）日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等の岡山県内の建築関係団体等と連携し、予想される東南海・南海地震等の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性、重要性を専門家や技術者はもとより、一般の方にも分かりやすく説明する各種講習会を開催しています。

玉野市でもこの取組みに連携し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ります。

5 地震時の総合的な安全対策

（１）建築物の耐震化に加えて行うべき対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されています。玉野市では住宅・建築物の耐震化と並行して、これらの施設や設備の改善・指導等を行います。

ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀は、プライバシーの確保や防犯・防火といった面で、私たちの生活にとっても有効なものです。しかし、地震時にブロック塀が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路を塞ぐことによる避難・救援活動への支障を引き起こすことになります。

このため玉野市では、年 1 回広報紙によってブロック塀の基準等についての周知を行っており、今後も引き続き、危険性の啓発や補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきにより避難・救援活動へ支障をきたす恐れがあります。このため窓ガラス等の破損や落下の危険性を市民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

天井等の非構造部材の安全確認

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

エレベーターの安全対策

エレベーターの緊急停止によるかご内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した際の対処方法等について建築物の所有者等及び利用者に周知するとともに、平成 18 年 4 月 18 日に社会資本整備審議会建築分科会から報告された「エレベーターの地震防災対策の推進について」に盛り込まれた既設エレベーターに対する安全性の周知等を行います。

家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすことになります。このため身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を市民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(2) 地震発生後の対応

地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、岡山県と連携して、被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じ、余震等による二次災害を防止します。

6 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

「岡山県促進計画」によって『地震発生時に通行を確保すべき道路』として指定された下記道路の沿道の建築物については、今後も対象となる建築物の把握に努めるとともに、耐震化支援策等の情報提供を行い、耐震化を推進します。

このうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要であるものについては、重点的耐震化を図ります。

緊急輸送道路（県及び市町村の地域防災計画に基づき定められたもの）

避難路・避難地（市町村が地域防災計画に基づき指定したもの）

玉野市域は、すでに岡山県および玉野市の地域防災計画において緊急輸送道路の指定が行われています。今後、玉野市の避難路の指定に向けて調査及び検討を進めていき、指定が行われた場合、速やかにこれらの道路沿道の耐震化を図るよう、様々な施策を検討します。

7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、急傾斜地崩壊防止の対策に努めるとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業などの施策を検討します。

第4章

知識の普及・啓発

1 地震防災マップの作成・公表

(1) 岡山県による取り組み

岡山県では、緊急輸送道路のうち、県が管理する優先確保ルートの沿道における揺れやすさマップを作成し、県ホームページにおいて公開を行っています。これにより、沿道の建築物の所有者等の防災意識の高揚を図るとともに、特定建築物の耐震化の誘導を目指しています。

(<http://www.pref.okayama.jp/doboku/kensido/machi/sind-hojyo.htm>)

また『おかやま全県統合型GIS』や『おかやま防災ナビ』等の岡山県のホームページや、配布物等により、県民に対して防災情報の提供を行い、耐震診断及び耐震改修に向けた啓発を行っています。

(2) 玉野市による取り組み

玉野市では、本計画の策定にあわせて、地域の「揺れやすさマップ」及び「危険度マップ」を作成し、公表します。(資料編 P.52 ~ P.53)

このマップは、岡山県の作成した揺れやすさマップを参考に、玉野市で想定される震度や建物被害・人的被害の分布などの情報を取りまとめています。これをもとに、建築物の所有者の防災意識の高揚を図るとともに、耐震化の必要性を啓発します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 相談体制の整備

玉野市では、建設部建築住宅課内に耐震化に関する相談窓口を設置し、電話相談や来庁での相談等を行っています。現在実施している耐震診断等の補助事業の説明や、耐震診断及び耐震改修を促進していくために、耐震改修工法、費用、助成制度、税制等に関する情報提供を行っています。今後もより一層の相談体制の充実を図るとともに、市のホームページ等を通じて、最新の情報を提供するように努めます。

玉野市建設部建築住宅課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1-27-1 市庁舎2階

TEL(0863)32-5544 FAX(0863)32-5519

E-mail : kenchikujuutaku@city.tamano.okayama.jp

(2) 情報提供の充実

地震に対して、自分の家の耐震性を相談に来た市民に対して、「誰でもできるわが家の耐震診断（監修：国土交通省住宅局）」や「耐震補強のポイントと事例（監修：国土交通省住宅局）」、「親と子でいっしょに考えるわが家の健康診断（発行：岡山県建築指導課）」などのリーフレットにより、耐震対策の重要性を啓発し、耐震診断及び耐震改修の実施を促します。

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

(1) パンフレットの作成・配布

国や岡山県では、これまでの住宅の耐震診断を紹介するパンフレットに加え、耐震改修事例、家具の転倒防止策等について、わかりやすく解説したパンフレット等を作成し、住宅の耐震診断等の普及啓発に努めています。

玉野市においても、耐震診断等補助制度の概要や、木造一般診断による評価書の見方を解説したパンフレットを作成しており、今後も引き続いて、耐震診断及び耐震改修の普及啓発の促進のためのパンフレットの作成に努めます。

(2) 岡山県や周辺市町村、関係団体との連携によるセミナー・講習会の開催

岡山県や周辺の市町村、関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会を住宅月間や建築防災週間等を開催するよう努めます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する絶好の機会であり、あわせて工事を行うことで、費用負担や工期の面でのメリットもあります。

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、住宅リフォーム支援者名簿を作成し、リフォーム支援ネット「リフォネット」登録事業者及び増改築相談員、マンションリフォームマネジャーの紹介を行っています。

玉野市では、建設部建築住宅課内にリフォーム相談窓口を設置し、このような利点について市民に普及啓発を行っており、今後もリフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう誘導を図っていきます。

5 自治会等の取組みの推進及び支援

(1) 自治会等の取組みの推進及び支援

地震による被害を最小限に食い止めるには、日ごろから地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要です。

そこで地震防災対策の普及啓発のために、玉野市で作成した地域の「危険度マップ」等を活用して、地震時の危険箇所の確認などを行い、玉野市や岡山県、NPO 等の協力のもと、自治会、自主防災組織等の地域住民の協働による街区防災マップの作成を推進します。さらに、自治会等の防災に対する取組みに対して支援を行っていくよう努めます。

（２）防災・建築関連の団体・NPO の取組みの推進及び支援

（財）岡山県産業振興財団、（社）岡山県建築士会、（社）岡山県建築士事務所協会、岡山県中小企業団体中央会、雇用・能力開発機構岡山センター、日本建築家協会中国支部(JIA)など、防災・建築関連の団体や NPO との協働により、玉野市の住宅・建築物の耐震化を進めていくとともに、関係団体の活動の支援に努めます。

6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

（１）耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の新耐震基準及び「岡山県建築物耐震対策等基本方針」に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく検査を徹底するとともに、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建設されるよう普及啓発に努めます。

（２）地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に、一定額の保障を得ることができる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。

玉野市では、税制面での優遇（地震保険料控除）なども含めて、地震保険の活用についての普及啓発に努めます。

第 5 章

耐震改修促進法及び建築基準法による指導等

1 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁である玉野市は、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その特定建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言を行います。また、一定規模以上の特定建築物について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、その特定建築物の所有者に対し、必要な指示を行います。指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

(1) 指導及び助言の方法 (第 7 条第 1 項)

耐震診断及び耐震改修状況を取りまとめた『耐震改修促進台帳』の整備を行い、耐震診断及び耐震改修が行われていない建築物の所有者への、耐震化の必要性の啓発文書やパンフレット等の送付により、指導を行います。また、個別相談等によって、耐震化の支援策や方法の情報提供等の助言を行います。

(2) 指示の方法 (第 7 条第 2 項)

指示対象となる特定建築物について、耐震化が進まないものについては、所有者に対して耐震化の実施に係る報告を求め、必要な指示を行います。指示は、耐震化に関して実施すべき具体的事項を記載した指示書の交付により行います。

(3) 公表の方法 (第 7 条第 3 項)

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、法に基づきその旨を公表します。公表は岡山県と連携し、市役所前掲示板への掲示、ホームページ等への掲載により行います。

2 建築基準法による勧告または命令等の実施

特定行政庁である玉野市は、耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、耐震改修等が行われない場合であって、その建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、保安上著しく危険であると認められるときは、建築物の所有者等に対して、除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険となる恐れがあると認められる建築物については、勧告やその勧告に係る措置をとるよう命令を行います。

勧告や命令については、知事と市長が協議し、耐震診断及び耐震改修を行わないことが、その建築物の利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえで危険であることについて周知を図りつつ実施し、耐震改修促進法に基づく指示等と建築基準法に基づく指導等は、整合を図りつつ行います。

第 6 章

その他耐震化の促進に関し必要な事項

1 県及び関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進に向けて、「岡山県建築物耐震対策連絡会議」等を通して、協力や情報交換を行い、本計画の着実な推進を図っていきます。

また、（社）岡山県建築士会、（社）岡山県建築士事務所協会、（社）日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等の県内建築関係団体等と、引き続き協力と連携体制を維持・発展するように努めます。

2 計画の進捗状況の把握に向けた仕組みづくり

耐震診断及び耐震改修の進捗状況、住宅及び建築物を取り巻く環境は、年々変化していきます。玉野市では、耐震診断及び耐震改修状況を取りまとめた『耐震改修促進台帳』を作成するなど、特定建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握する仕組みづくりを行い、計画の進捗状況を定期的に把握することに努めます。

3 その他

事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、5 年後を目途に目標等について見直しすることとします。

また、本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めます。